

大和町からいただいた ご指摘について

平成26年6月30日

環境省

平成26年6月16日に開催されました第3回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談において、大和町からいただいた主なご指摘は以下のとおりと考えております。

	ご指摘	ページ
1	防衛省との調整は正式な文書でされているのであれば、その文書の開示をお願いします。防衛省の担当部署についても明らかにすべきと考えます。また、緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられるとの防衛省の回答において、環境省としてはどのように考えているのでしょうか。周辺の方々の理解ではなく、了解を得る必要があるのではないのでしょうか。	1
2	市町村長会議での議論の経緯は尊重しなければなりません。現在、様々な課題が出てきていることや県全体の問題でもあることを踏まえ、市町村長会議を開催して、理解を深める必要があるのではないのでしょうか。	2
3	下原の候補地の植生自然度は、環境省が発行した昭和54年度植生自然度図を用いて実施したとのことですが、その時点ではまだ候補地に住民が住んでおり、現状を踏まえた適切な自然度の評価ができていないのではないのでしょうか。	3

第3回関係者会談で大和町からいただいた主なご指摘について、環境省の考え方は以下のとおりです。

1. 防衛省との調整は正式な文書でされているのであれば、その文書の開示をお願いします。防衛省の担当部署についても明らかにすべきと考えます。また、緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられるとの防衛省の回答において、環境省としてはどのように考えているのでしょうか。周辺の方々の理解ではなく、了解を得る必要があるのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 防衛省とは、防衛本省地方協力局施設管理課を通じて調整させていただき、防衛省より前回お示した回答を口頭でいただいたものです。
- また、環境省としては、緩衝地帯としての目的そのものは阻害しないと考えております。
- 指定廃棄物の処理につきましては、放射性物質汚染対処特措法の基本方針に基づき、環境省が行うこととされておりますので、当該候補地が最終候補地となった場合には、環境省が責任を持って説明を行い、施設周辺にお住まいの方々のご理解を得たいと考えております。

【これまでの回答】

- 回答の作成に当たっては、本省間でやり取りを行い、平成26年6月4日に、防衛省から次のとおり回答をいただきました。

(防衛省からの回答)

- 王城寺原演習場の周辺に所在する防衛省所管の国有地は、同演習場から生じる砲撃音対策として住宅等を移転した跡地であり、防衛省が同演習場と周辺地域との緩衝地帯として保有しているもので、その用途としては、周辺地域の特性に応じて、公園、緑地、広場その他の公共空地、駐車場等の緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられる。
- 防衛省としては、緩衝地帯を災害復興のために必要な指定廃棄物処分場として用いようとする場合には、周辺にお住まいの方々の理解を得ることが大切であると考えている。

2. 市町村長会議での議論の経緯は尊重しなければなりません。現在、様々な課題が出てきていることや県全体の問題でもあることを踏まえ、市町村長会議を開催して、理解を深める必要があるのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 市町村長会議での議論を重ねて確定した宮城県における候補地選定手法・提示方法においては、詳細調査を実施する候補地を選定し、市町村長会議において候補地を提示し、詳細調査を実施したうえで、最終的な1カ所の候補地を提示することとしており、既に全市町村長にご説明させていただいております。
- 今後、詳細調査を実施し、さらなる情報が集まった段階で、市町村長会議の会議開催も含めて今後の進め方について検討させていただきたいと考えています。

【これまでの回答】

- 市町村長会議で議論を重ねて確定した宮城県における候補地選定手法・提示方法においては、詳細調査を実施する候補地を選定し、市町村長会議において候補地を提示し、詳細調査を実施したうえで、最終的な1カ所の候補地を提示することとしております。
- 現在、この選定手法・提示方法に沿って作業を進めているところであり、ご理解をいただきますようお願いいたします。
- また、今後、詳細調査の実施に際しては、市町からのご指摘事項を含めて具体的な調査に活かしていきたいと考えております。また、市町が持つておられる知見についてもご提供いただければ大変ありがたく思います。

3. 下原の候補地の植生自然度は、環境省が発行した昭和54年度植生自然度図を用いて実施したとのことですが、その時点ではまだ候補地に住民が住んでおり、現状を踏まえた適切な自然度の評価ができていないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 下原の候補地の植生自然度は、評価の参考とする知見として、環境省「第2回植生調査1/5万植生自然度図」(昭和54年度)に含まれている情報を活用しました。この自然度図では一部自然度が2(農耕地(水田・畑地)、緑の多い住宅地等)になっておりました。
- 昨年11月に、これらの既存情報に変化がないかを実際に現地で確認を行ったところ、候補地内において植生自然度図上で自然度2となっていた場所が、自然度4(背の低い草原)に変化しているほか、候補地の外周などに自然度6(植林地)及び自然度7(二次林)が存在していることが確認されました。
- このため、昭和54年度版の自然度をそのまま使ってはならず、現地確認により現状を踏まえた植生自然度の評価をしています。

【これまでの回答】

- 宮城県における候補地の選定手法※においては、自然度の評価に関して「候補地内に複数の植生自然度が分布している場合、植生自然度の大勢を示すものを優先するが、複数の植生自然度が分布し、低い植生自然度のものだけで候補地の面積が確保できない場合は、そのうちの高い方の自然度を評価に使用する。」となっております。

※第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議(平成25年11月11日)資料1(別紙1)p.14

- 下原の候補地の植生自然度は、環境省「第2回植生調査1/5万植生自然度図」(昭和54年度)に含まれていますが、これをもとに現地確認を行ったところ、候補地内に自然度4(背の低い草原)、自然度6(植林地)及び自然度7(二次林)が存在していることが確認されました。これらの内、自然度4(背の低い草原)の範囲で必要面積約2.5haが確保できることから、候補地の自然度を4と評価しました。